

土木学会関西支部助成事業規程

2019年6月17日 制 定

(総則)

第1条 この規程は、土木学会定款第4条に規定する事業の助成（以下「助成事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 この助成事業は、支部に所属する個人会員および会員グループが行う学際的、国際的、挑戦的、萌芽的な活動、あるいは委員会等が行う緊急性・新規性の高い活動に助成を行うことにより、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質向上に資することを目的とする。

(助成金)

第3条 助成金は、原則として地域貢献資金をもって充てるものとする。

(交付規程)

第4条 この助成事業による助成金の交付は、別途定める「土木学会関西支部助成事業助成金交付規則」に基づいて実施する。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、商議員会において行う。

附則この規程は、2019年6月17日から施行する。